



十和田湖水質・生態系改善行動指針

~恵み豊かで澄んだ水、十和田湖を未来の子供たちへ~



平成27年3月

青 森 県

秋 田 県

目 次

スロ]ーガン〜	恵み豊かで澄んだ水、十和田湖を未来の子供たちへ		
1	はじめに			. - 1
2	(1)指針((2)指針(D基本事項 の性格の目的		-2
3	十和田湖の	D水質とヒメマス等漁獲量の推移	3	
4	平成25年	 		-4
5	取り組みの	の内容	6	
6	(1)汚濁5 (2)水産〕 (3)沿岸1	図り組み内容・方法		.9 -10
7	資 料		_	12



『恵み豊かで澄んだ水、 十和田湖を未来の子供たちへ』

十和田湖のきれいな水と豊かな恵みを 次の世代に引き継ぐため、私たち一人 ひとりがこのスローガンのもと、

十和田湖の自然環境に配慮し行動していく。

1 はじめに

十和田湖は、青森・秋田両県(以下「両県」という。)県境に位置し、十和田八幡平国立公園を代表する重要な自然資源であり、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている国内有数の景勝地である。

また、国内外から多くの観光客が訪れるなど、人々を魅了してやまない神秘的な自然美 を備えた湖である。

一方で、湖の水質は昭和61年度以降、環境基準(COD値1mg/L以下)を達成できない状況が続いており、この原因を究明するため、青森県では平成7年に環境庁国立環境研究所(当時)と共同で「十和田湖水質汚濁機構解明調査」を実施した。

その結果、昭和60年頃から、ヒメマス、ワカサギ、さらには、これらの餌であるプランクトン等が構成する生態系に変化が生じ、この現象が水質に影響を及ぼしている可能性が認められた。

平成11年6月には両県が連携し、水質の改善とヒメマスの資源量回復の取り組みを推進するため「十和田湖水質・生態系保全対策推進連絡会議」を設置し、平成13年8月に、改善目標値(COD値1mg/L以下、透明度12m以上)及び具体的な方策を示した「十和田湖水質・生態系改善行動指針」(以下「指針」という。)を策定した。

以降、指針をもとに行政、試験研究機関、事業者、周辺住民が水質の改善とヒメマスの 資源量回復に向けた取り組みを進めてきたが、指針策定後10数年にわたる調査研究で得 られた新たな知見等も踏まえ、指針の内容を見直すこととし、両県は、平成25年9月に 「十和田湖水質保全検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、今般の指針改定に至 った。

検討会においては、有識者から、国内で多くの湖沼の水環境が悪化しているなか、十和 田湖は、指針などに基づき比較的うまく管理されており、ここ20年で顕著な水質悪化が 見られないことや、外来種の侵入がほとんどないことについて、高く評価されている。

このような十和田湖のきれいな水と豊かな恵みを次の世代に引き継ぐため、新たな指針 に沿った取り組みを関係者が一体となって進めていくものとする。

2 行動指針の基本事項

(1) 指針の性格

この指針は、行政、試験研究機関、事業者(漁業、観光、発電等)及び十和田湖の周辺 住民が実践する、十和田湖の水質改善とヒメマスの資源量回復に向けた取り組みに関する 具体的方法書である。

今後、この行動指針をもとに関係者が一体となって積極的に取り組んでいくものとする。

(2) 指針の目的

①十和田湖の水質を改善する。

項目	改善目標値
COD (75%值)	1 mg/L以下
透明度(年間平均値)	12m以上

※CODについては「中央(湖心)」及び「子の口前面」の全層75%値、透明度については「中央(湖心)」の年間平均値で評価する。

- ②ヒメマスの資源量を回復する。
- ③水質改善及びヒメマス資源量回復後、将来にわたって良好な水質と生態系を維持していく。
- ④住民等の環境保全意識の啓発を図り、環境保全活動を行いやすい雰囲気を醸成する。

(3) 指針の進行管理

この指針の進行管理は、「十和田湖水質・生態系保全対策推進連絡会議」において行う。 「十和田湖水質・生態系保全対策推進連絡会議」は、両県の関係行政機関(環境・水産・ 土木)で構成し、学識経験者等の意見を踏まえながら、事業等の進捗状況、各種調査によ る事業の評価・検討を行い、必要に応じて本指針の見直しをする。

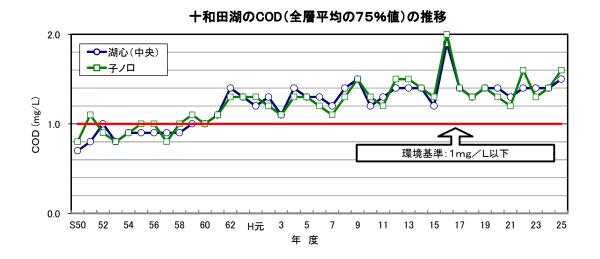
◆参考◆

平成20年、青森県十和田市と秋田県小坂町にまたがる「十和田湖およびその周辺地域の境界」が画定した。境界画定に向けた覚書の締結に際し、4者(十和田市、小坂町、青森県、秋田県)による了解事項のもと、画定に伴い増額となる地方交付税相応額について、10年間は十和田湖の環境保全および景観対策の推進等に充当するものとしている。

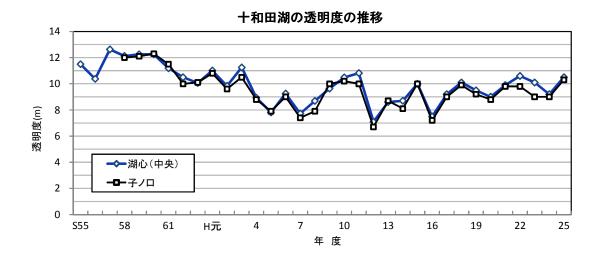


3 十和田湖の水質とヒメマス等漁獲量の推移

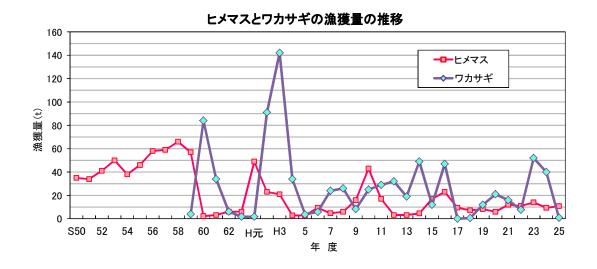
十和田湖のCOD(全層平均75%値)は昭和61年以降、環境基準を達成できない状況が続いており、中央(湖心)における平成25年度の値は1.5mg/Lであった。



十和田湖の透明度(年間平均値)は昭和60年度までは12mを超えることもあったが、 その後やや低下し、平成16年度以降は7.5~10m程度で推移している。



十和田湖のヒメマスの漁獲量は、ここ数年は10 t 前後であり、平成25年度は10.8 t であった。ワカサギは昭和59年から漁獲され始めたが、年度によって豊漁と不漁の差が大きくなっている。平成25年度の漁獲量は0.9 t であった。



4 平成25年度までの水質保全対策の実施状況

関係機関によるこれまでの主な取り組みの実施状況は次表のとおりである。

大 項 目	中項目	関係機関の主な実施状況
(1)汚濁負荷	①下水道接続率の向	・未接続施設の状況を確認し、接続指導を実施
量の削減	上	している。
		(※各県の接続率:H13年度末→H25年度末)
		青森県:90.8% → 94.1%
		秋田県:68.4% → 82.8%
		【両県】
	②発電用逆送水に流	・逆送水の濁度を監視しながら運転を実施して
	入する汚濁負荷量等	いる。
	監視	【発電事業者】
		・青橅取水口及び集水域内河川における水質調
		査を実施した。
		【青森県】
	③流入河川の汚濁負	・砂防工事等において、発生する濁水等の処理
	荷監視及び対策の検	対策を実施している。
	討	【両県】
	④湖岸の周辺環境の	・周辺のクリーンアップや、放置ボート撤去等
	整備、清掃	を実施している。
		【小坂町】

	※汚濁負荷に関する	 ・両県分担により、湖内9地点における水質常
	モニタリング等の実	時監視(公共用水域水質調査)及び定点におけ
	施	る層別水質調査を実施している。
		・両県合同で、流入河川の水質及び後背地の状
		況確認を実施した。
		・底質の性状調査を実施した。
		【以上、両県】
		 ・難分解性有機物に関する研究を実施した。
		【青森県】
(2)水産資源	①ヒメマス資源の適	・ヒメマス種苗の計画的かつ適正な放流を実施
の管理	正管理	している。
		【十和田湖増殖漁業協同組合】
	②ヒメマス以外の水	・刺し網等による採捕により、ワカサギの資源
	生生物(ワカサギ等)	量の抑制及び活用に努めている。
	の総合的管理	【十和田湖増殖漁業協同組合】
	③特定外来生物等の	・現在は外来生物法により放流が禁じられてい
	侵入抑制	る。十和田湖では外来魚の生息は確認されてい
		ないが、今後とも普及啓発を継続する。
		【両県】
	※水産資源に関する	・ヒメマスやワカサギの資源量及びプランクト
	モニタリングの実施	ン等の調査を毎年度実施している。
		【両県】
(3)沿岸域の	①水生植物の保全	・専門家の意見を受け、水生植物の生育状況等
保全と管理		の調査方法を検討した。
		【両県】
	②湖内水位変動への	・基準水位の確保に努めながら運転を継続して
	配慮	いる。
		【発電事業者】
(4)環境保全	①研修、情報提供等	・自然公園指導員によるマナー啓発等の取り組
意識の向上		みを実施している。
		【環境省】
	②十和田湖環境保全	・事業者、漁業者、周辺住民を対象に開催して
	会議の開催	いる。
		【両県が毎年交互に開催】

5 取り組みの内容

本指針では、関係者が様々な活動を行う際に、十和田湖の環境に配慮して取り組むべき 内容を次の4つの大項目と12の中項目に分類する。また、これらの項目に対応したモニ タリングを随時実施する。

大 項 目	中項目
(1)汚濁負荷量の削減	①下水道接続率の向上 ②発電用逆送水に流入する汚濁負荷量等監視 ③流入河川の汚濁負荷監視及び対策の検討 ④湖岸の周辺環境の整備、清掃
(2)水産資源の管理	①ヒメマス資源の適正管理 ②ヒメマス以外の水生生物(ワカサギ、サクラマス、 エビ類など)の総合的管理 ③特定外来生物等の侵入抑制
(3)沿岸域の保全と管理	①水生植物の保全 ②湖内水位変動への配慮
(4)環境保全意識の向上	①研修等 ②情報提供 ③十和田湖環境保全会議の開催

6 具体的な取り組み内容・方法

「5 取り組みの内容」では、取り組むべき内容を大項目と中項目に分類したが、本項では中項目のそれぞれの内容について、具体的な行動として次のように小項目に分類する。また、行政その他関係者が各項目に応じて適切なモニタリングを実施する。それにより十和田湖の水質と生態系の変化を把握し、施策の効果検証及び今後の施策決定の基礎資料とする。

(1)汚濁負荷量の削減

中項目	小 項	
	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民
①下水道接続率の	・未接続者に対する巡回指導を実	・下水道の早期接続に努め
向上	施する。	る。
・接続率100	・下水道接続の必要性について啓	
%をめざす。	発に努める。(下水道未接続によ	
	る排水の十和田湖に及ぼす影響等	
	について啓発する。)	
②発電用逆送水に	・逆送水の集水域における汚濁負	・水の濁り等を確認しなが
流入する汚濁負荷	荷の大きな施設を把握し、汚濁発	ら、逆送水の管理に努める。
量等監視	生要因の削減を図る。	・取水池の管理に努める。
	・必要に応じて、事業者に対し流	
	入水質の管理強化を指導する。	
③流入河川の汚濁	・植生や緩衝帯設置等の対策を検	・裸地等を確認した際は、
負荷監視及び対策	討し、降水時の濁水流入防止に努	関係機関に対して、情報提
の検討	める。	供に努める。
	・河川改修、砂防、道路工事等に	
	当たっては、濁水流入防止措置を	
	講ずる。	
	・河川改修に当たっては自然植生	
	を促す工法を検討し、生物多様性	
	の確保を図る。	
	・裸地等については、植林等の対	
	策を検討し、土砂流出防止に努め	
	ි	

	・流入河川の窒素、リン等の汚濁 負荷量の把握に努める。	
④湖岸の周辺環境	・観光客によるごみの散乱防止に	・観光客によるごみの散乱
の整備、清掃	努める。	防止に努める。
	・漂着ごみの除去に努め、湖岸を	・側溝等の清掃を実施する。
	きれいに保つ。	・漂着ごみの除去に協力す
		る 。
		・水鳥の餌付けはしない。

モニタリング及び監視の実施			
項目	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民	
湖内水質調査	・沖域、沿岸域の水質調査を実施	・湖水等に異常が認められ	
	する。	た際には行政機関への情報	
		提供に努める。	
流入河川調査	・融雪期、降雨時、平水時におけ	・湖水等に異常が認められ	
	る水質・負荷量調査を実施する。	た際には行政機関への情報	
		提供に努める。	
発電用逆送水等調	・青橅の発電取水口から湖内に放	・湖水等に異常が認められ	
查	流される水質・負荷量調査を実施	た際には行政機関への情報	
	する。	提供に努める。	
		・取水する事業者は湖内水	
		位観測を行う。	
湖底部からの汚濁	・湖底(中央(湖心)付近)直上		
負荷の把握	におけるDO等の水質調査を実施		
	し、貧酸素である場合は底質のリ		
	ン溶出量等の調査を実施する。		
未解明部分の調査	・難分解性有機物等の構成要素の		
研究の推進	ほか、その由来について解明する。		
	・流入河川からの窒素、リン等の		
	汚濁負荷機構について解明し、湖		
	内への流入抑制対策を検討する。		
	・物質収支を把握するため、湧水		
	等の水収支(物質収支を含む)を		
	明らかにする。		

(2)水産資源の管理

中項目	小 項	
	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民
①ヒメマス資源の	・十和田湖のヒメマスの環境収容	・放流にあたっては健苗チ
適正管理	カ*1の把握に努め、より効率的な	ェックを受けた種苗により
	放流システム(放流尾数、放流サ	計画的に実施するとともに、
	イズなど)を検討し、周知を図る。	適正放流数を守る。
	・防疫に万全を期するとともに、	・種卵、種苗の移入は慎重
	発病している種苗は放流させな	に行う。
	ι 1.	
②ヒメマス以外の	・ワカサギ、サクラマス、コイな	・漁獲等によりワカサギ資
水生生物(ワカサ	どの漁獲実態や資源生態について	源の抑制に努める(ワカサ
ギ、サクラマス、	把握する。	ギの高度利用を図る)。
エビ類など)の総		・サクラマスなどの魚種は、
合的管理		適正放流を行う。
③特定外来生物等	・ブラックバス(オオクチバス、	・外来生物法*2に基づく特
の侵入抑制	コクチバスその他のオオクチバス	定外来生物の外来魚等は放
	属の魚をいう。)やブルーギルな	流しない。
	ど、外来生物法*2に基づく特定外	・漁業者は、漁において特
	来生物をはじめとする新たな外来	定外来生物等の外来魚が捕
	魚の放流禁止の普及啓発を図る。	獲されないか監視する。

【語句説明】※1 環境収容力:ある環境条件の中で特定の種が維持しうる最大個体数。ここでは、十和田湖に生息できるヒメマスの最大個体数。ヒメマスの再生産関係や餌生物量などから推定される。

※2 外来生物法:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

モニタリング及び監視の実施			
項目	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民	
水産資源調査	・十和田湖のヒメマスをはじめと	・魚類の異常等(へい死・	
	した魚類生態調査を実施する。	浮上個体の出現、魚病、異	
		常発生、新たな種の確認等)	
		があった際には行政機関へ	
		の情報提供に努める。	

未解明部分の調査	・湖内のプランクトンの変動要因
研究の推進	について解析する。
	・魚類群集ごとの適正な漁獲量、
	摂餌生態、魚病歴等の水産資源情
	報を明らかにする。

(3)沿岸域の保全と管理

中項目	小 項	B
	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民
①水生植物の保全	・水生植物保全のための啓発に努	・遊泳やジェットスキー等
	める。	の沿岸域を攪乱する行為を
	・水生植物の生育状況の把握に努	控える(観光客を含む)。
	め、必要に応じて保全対策を検討	
	する。	
	・遊泳、ジェットスキー等により	
	沿岸域を攪乱する行為を控えるよ	
	う指導に努める。	
②湖内水位変動へ		・青橅における取水及び逆
の配慮		送時には、湖内水位変動に
		配慮する。
		・奥入瀬川への放流時には、
		湖内水位変動に配慮する。

モニタリング及び監視の実施			
項目	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民	
湖内生態系調査	・湖内の生態系調査を実施する。	・湖内の生物、植物等に異	
	・水生植物の分布域調査を実施す	常が認められた際には行政	
	る。	機関への情報提供に努める。	

(参考)河川と湖沼の移行帯としての湖沼沿岸域の水生植物帯には、①栄養分のトラップ機能、②植物プランクトンの増殖抑制機能、③大型動物プランクトンの避難場所としての機能、④底泥の脱窒作用を促進しリンの溶出作用を抑制する機能、⑤多様な水生生物の生息場所を与える機能等がある、と言われている。

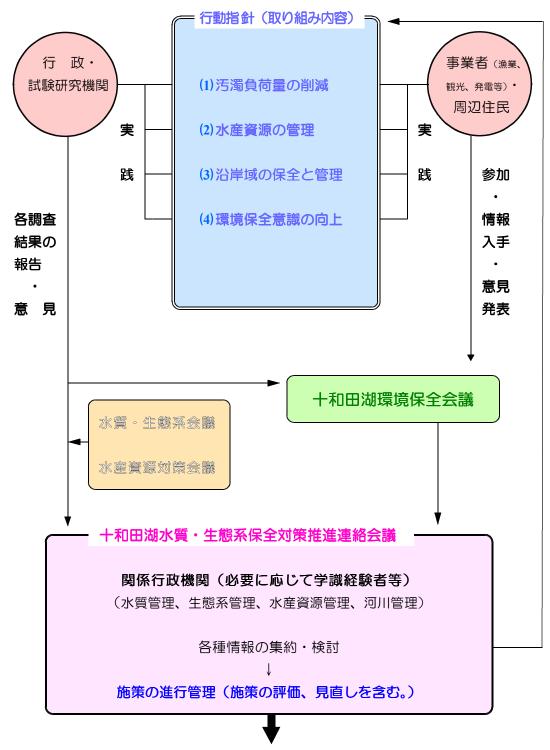
(4)環境保全意識の向上

水質保全対策の推進に当たっては、住民の理解と協力が必要であることから、生活排水 対策等環境保全意識の向上についての普及・啓発を行う。

中項目	小 項	
	行政・試験研究機関	事業者・周辺住民
①研修等	・環境保全に関する活動や研修会	・研修会等に積極的に参加
	等を開催する。	し、環境保全意識の向上に
	・地域で行われる研修会等へ積極	努める。
	的に協力する。	
②情報提供	・広報誌、パンフレット等により、	・パンフレット等により、
	環境保全に関する情報提供に努め	環境保全についての理解を
	న .	深め、環境にやさしいライ
	・十和田湖の保全について、観光	フスタイルを実践する。
	客に対し理解を求める。	・十和田湖の保全について、
		観光客に対し理解を求める。
③十和田湖環境保	・定期的に開催する。	・会議に積極的に参加し、
全会議の開催		意見や要望等の発言に努め
		る。

7 資 料

十和田湖水質・生態系改善施策体系図



水質・生態系の改善